

〔第2問〕 (配点：50)

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

A社は、精密部品の製造及び販売を業とする株式会社である。Bは、A社の代表取締役であり、その発行済株式の全部を有していた。A社は、優秀な技術をいかして研究を重ねた結果、競合する他社に勝る品質と価格を実現し、主要取引先である甲社及び乙社に対し、それぞれの仕様に応じた製品を供給して、順調に事業を営んでいた。

ところが、平成28年10月末、甲社向けの製品に仕様と異なる多数の欠陥品が生じたことから、同年11月末に甲社との取引が打ち切られた。そのため、A社は、売上げがほぼ半減し、平成29年1月末日の資金繰りに窮することとなった。

そこで、A社は、弁護士Cを代理人として、平成29年1月25日に再生手続開始の申立てをした。同日、A社について弁済禁止の保全処分(ただし、金5万円以下の債務の弁済は、その対象外とされた。)及び監督命令が発せられ、弁護士Kが監督委員に選任された。

平成29年2月7日、A社について再生手続開始の決定がされた。同決定時のA社の負債の総額は約3億円、債権者総数は50名である。

〔設問〕

1. 再生債権の弁済に関する原則に触れつつ、以下の小問に解答しなさい。

(1) 再生債権者のうち、債権額3万円未満の者は12社であり、その債権の総額は30万円、その弁済期はいずれも平成29年2月20日であった。同年2月10日までに、そのうち3社からA社に連絡があり、いずれも全額の弁済を強く求めた。他の9社は、特段の要求をせず、債権届出書の作成中であることが判明した。

A社は、弁済を求めている3社に対して支払をすることができるか。C弁護士の立場に立って、そのための方策を根拠とともに述べなさい。また、他の9社については、どうすべきか。

(2) 再生債権者のうち、製造工程の一部を受注していた者は5社であり、その債権額は70万円から300万円までであった。Bは、申立ての直後からこれら各社を回り、再生手続の遂行について理解を求めたところ、D社を除く4社はおおむね協力的であり、再生債権の届出を行い、従来どおりに取引を継続することを了解した。

一方、D社(債権額100万円、弁済期平成29年2月10日)は、同月15日、債権全額の支払がない限り、今後一切A社との取引をしないと通告してきた。A社は、近時開発した製品αに不可欠なパーツβの製作を全てD社に発注していた。製品αは、A社の戦略商品であり、再生手続開始の申立て後も主要取引先である乙社から安定した出荷の継続を要請され、乙社との取引の継続に必須であるのみならず、将来の取引先拡大など発展の要としても位置付けられている。

しかし、A社にパーツβの在庫はほとんど残っておらず、D社がパーツβを納品しない限り、A社は製品αの生産ができなくなる。

A社は、D社に対して支払をすることができるか。C弁護士の立場に立って、そのための方策を根拠とともに述べなさい。

2. A社について管理命令が発せられ、弁護士Lが管財人に選任された場合と比較しつつ、以下の小問に解答しなさい。

(1) A社は、本社の近くに丙土地（担保設定なし）を所有していた。その隣地に居住していたEは、「近々2台目の乗用車を買おうと思っており、その駐車場に丙土地がちょうどよい。お隣同士だから50万円くらいなら買ってよい。」とBに持ち掛けた。Bは、申出に応じることとし、平成28年10月15日、A社は、Eに対し、丙土地を売却して代金50万円を受領した。おって、その所有権移転登記手続を行う予定であったが、同月末に生じた欠陥品問題の対応にBが追われた事情もあり、登記手続が行われないうまま、再生手続開始の申立てに至った。

Eは、平成29年2月10日、A社に対し、丙土地の所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。

Eの所有権移転登記手続の請求は認められるか。A社の反論を踏まえて、論じなさい。

(2) F社は、中古機械の販売等を業とする株式会社であるが、その代表取締役Gは、平成28年9月末の決算期に合わせて在庫の台数を調整し、架空の売上げを計上しようと考え、旧知のBに協力を要請した。A社は、中古機械を必要としていなかったが、Bは、Gの意図を理解し、両社が通謀の上、平成28年9月末日、A社は、F社から中古機械（市場価格300万円程度）を500万円で購入する契約を締結した。同日、F社は、当該中古機械をA社に引き渡したが、打合せどおりF社は代金を請求せず、A社も支払をしなかった。当該中古機械は、A社内に据え置かれたまま、再生手続開始の申立てに至った。

F社は、平成29年2月20日、当該中古機械の売買契約は、通謀虚偽表示（民法第94条）により無効であるとして、A社に対し、その引渡しを求める訴えを提起した。

F社の引渡請求は認められるか。A社の反論を踏まえて、論じなさい。

(法務省HPから引用 <http://www.moj.go.jp/content/001224574.pdf>)

【時系列】

H28.9.30	F社から中古機械(市場価格300万円程度)を500万円で購入する契約を締結。	設問2(2)
H28.10.15	A社所有の丙土地(担保設定なし)を50万円でEに売却し、50万円を受領(但し、登記は未了)。	設問2(1)
H28.10末 H28.11末	主要取引先である甲社向けの製品に多数の欠陥品が生じる。甲社との取引打ち切り。	
H29.1.25	→売上げ半減。H29.1.31の資金繰りに窮することに。再生手続開始の申立て。	
H29.2.7	再生手続開始の決定(負債総額約3億円、債権者総数50名)。弁済禁止の保全処分及び監督命令(弁護士Kが監督委員)が発せられる。	
H29.2.10まで	少額債権の再生債権者(それぞれ債権額は3万円未満。債権総額は30万円。弁済期はいずれもH29.2.20。)12社のうち3社から、弁済を求められる。	設問1(1)
H29.2.10	Eから丙土地の所有権移転登記手続を求める訴えを提起される。	設問2(1)
H29.2.15	D社(債権額100万円、弁済期H29.2.10)から、債権全額の支払いを求められる。	設問1(2)
H29.2.20	F社から、中古機械の売買契約は、通謀虚偽表示により無効であるとして、その引渡しを求める訴えを提起される。	設問2(2)

1 第1 設問1について

2 1 再生債権の弁済に関する原則

3 A社は、原則として、再生債権について、再生計画によらずに弁済をすることは
4 できない(民事再生法(以下略)第85条1項)。なぜなら、再生計画によらない弁
5 済を許容することは、債権者平等原則に反するし、債務者の再生という手続の目的
6 の実現を妨げることになるからである。

7 もっとも、民事再生法は、コストを低減させることと同時に、再生計画を成立し
8 やすくさせ(172条の3第1項1号)、再生手続を円滑に遂行させるという趣旨か
9 ら、手続の円滑な進行のための少額債権の弁済(85条5項前半)、また、債権者間
10 の形式的平等を犠牲にしても事業を継続することが他の債権者の利益にも適うとい
11 う趣旨から、事業の継続に著しい支障を来す場合の少額債権の弁済(同項後半)を
12 例外的に認めている。以下では、小問(1)(2)について、かかる少額債権の弁済が許
13 容されないか検討する。

14 2 小問(1)について

15 (1) 債権全額の弁済を求めている3社は、いずれも債権額3万円未満の債権者であり、
16 これは一般的類型的にみて「少額」(同条5項前段)であるといえる。また、再生
17 債権者の数を減らせば、「再生手続を円滑に進行することができる」といえる。

18 したがって、A社は、当該3社に対して弁済をすることができる。

19 (2) そして、同項前半の趣旨は、上述のとおり、再生債権者の数を減らすことによっ
20 て、コストの低減及び再生手続の円滑な遂行をにがあるため、一定の金額帯の少額債
21 権の再生債権者について一律に扱わなければ、その趣旨に反する。

22 したがって、Cは、他の9社についても、上記3社と併せて、同項に基づく弁済
23 許可の申立てをするという方策をとる。

山本和彦「倒産処理法入門
[第4版]」(有斐閣・20
12)149頁、山本和彦
他4名「倒産法概説[第2
版補訂版]」(弘文堂・20
15)410頁以下、伊藤
眞「破産法・民事再生法[第
3版]」(有斐閣・2014)
849頁以下、須藤英章監
修「民事再生 QA50
0」(信山社・2008)
113頁以下。

他の9社については、再生
計画案において、少額債権
として全額弁済の権利変
更条項を定めることも考
えられるが(155条1項
但書)、債権者平等原則に
反すると思われる。

平成21年度 第1問
設問1 (3): 旅館業を営む会社の庭師に対する弁済。

3 小問(2)について

(1) 債権全額の支払がない限り取引を打ち切るとしているD社の債権額は100万円であり、一般的類型的に「少額」とはいえないので、同項前半の規定により、D社に対して支払をすることはできない。

(2) そこで、第85条5項後半の規定により、支払をすることができないか。

同項後半の「少額」は、同項前半の「少額」とは異なる観点から相対的概念として判断される所、A社の負債総額は約3億円であり、後述のとおり、D社に対する弁済が事業継続のために必要であることからすれば、D社の債権額は「少額」であるといつてよからう。

次に、「早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとき」との要件を充足するか検討するに、D社は、A社の戦略商品であり、かつ主要取引先である乙社との取引の継続に必須である製品αに不可欠なパーツβの製作の全てを受注している取引先であるが、A社にパーツβの在庫はほとんど残っていないため、D社はA社の事業の再生のために不可欠である。また、D社は、支払がない限り今後取引をしないと通告しているにすぎないため、当該弁済をすればD社の協力を得られる見込みがある。さらに、製品αは、将来の取引先拡大など発展の要としても位置づけられているので、D社に弁済をすることは、A社の再建へ大きく寄与する。加えて、A社は、申立直後から、当該5社をそれぞれ回り、再生手続の遂行について理解を求めており、手続の平等性、公平性の観点からも問題はなく、D社への弁済は合理的であるといえる。したがって、当該要件も充足するといえよう。

よって、Cは、同項後半に基づき、弁済許可の申立てを行うという方策をとる。

第2 設問2について

1 小問(1)について

山本和彦編集「倒産法演習
ノート—倒産法を楽しむ
22問 [第3版]」(弘文堂
2016) 365頁以下、
オロ千晴他1名監修「新注
釈民事再生法【上】[第2
版]」(きんざい・2010)
193頁以下、園尾隆司他
1名「条解 民事再生法
[第2版]」(弘文堂・20
07) 158頁以下。

平成22年度 第1問
設問1(2):(破産管財人
の事例であるが)トラック
について登録がない場合

1 (1) Eは、本件再生手続開始決定前にA社所有の丙土地を50万円で購入したが、再
2 生手続開始前に所有権移転登記手続を完了していないところ、A社は、Eの請求に
3 対し、再生債務者であるA社ないし再生管財人である弁護士Lが物権変動における
4 「第三者」(民法第177条)となるため、EはA社に当該所有権を取得したこと
5 を主張することができないと反論することが考えられる。そこで、A社ないし弁護
6 士Lの実体法上の地位が問題となる。

7 (2) まず、同条の「第三者」とは、当事者およびその包括的承継人以外の者であって、
8 登記の欠缺を主張する正当の利益を有する者をいう。そして、再生手続開始決定が
9 なされると、再生債権者の個別的満足は禁止され(85条1項)、管理命令がなさ
10 れると、財産管理処分権は管財人に専属する(66条)。これにより、包括的差押
11 えと同様の効果が生じており、管財人は、再生債権者全体の利益を代表すべき機関、
12 すなわち差押債権者類似の第三者的な地位を有するといえるので、登記の欠缺を主
13 張する正当の利益を有する、「第三者」として保護されるものと解される。

14 そうすると、管財人が選任された場合には、Eの請求は認められない。

15 (3) 他方、管財人が選任されない場合には、再生債務者が財産管理処分権を有してい
16 る(38条1項)ので、再生債務者に第三者性は認められないとも思える。

17 しかし、再生債務者は公平誠実義務を負う(38条2項)ところ、これは、再生
18 手続開始決定により、再生債務者もいったんは財産管理処分権を剥奪され、それと
19 同時瞬間的に、債権者の利益を擁護すべき義務によって性格が変容された財産管理
20 処分権が改めて付与されたものであり、したがって、再生債務者も債権者全体の利
21 益を代表すべき機関であり、管財人と同様、「第三者」として保護されると解され
22 る。

23 よって、管財人が選任されない場合であっても、Eの請求は認められない。

2 小問(2)について

(1) F社は、A社に対し、平成28年9月末日に締結した中古機械の売買契約は通謀虚偽表示により無効であると主張しているところ、A社は、A社ないし弁護士Lは、「善意の第三者」(民法94条2項)であるため、当該無効をA社に対抗することができないと反論することが考えられる。

(2) まず、同項の「第三者」とは、虚偽表示の当事者および包括承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上の利害関係を有するに至った者をいうところ、管財人である弁護士Lは、「第三者」といえる。また、弁護士Lは本件売買契約の効果不発生の合意を知らないであろうから、「善意」であるといえる。

そうすると、管財人が選任された場合には、F社の請求は認められない。

(3) 他方、管財人が選任されない場合、A社は、虚偽表示の当事者であり、BはA社の全株式を有しているので、同項による保護の利益を受ける立場にないとも思える。

しかし、この場合の再生債務者は背後に存在する再生債権者一般の利益を代弁する地位にあるので、同項による保護の利益を受ける立場にある。そして、かかる地位からすれば、再生債権者のうちに一人でも善意の者がいれば善意性が肯定されると解される。

本件売買契約は、Bが、架空の売上を計上しようとしたF社代表取締役Gの協力要請に応じて、両社が通謀の上行ったものであり、再生債権者においては、通常、知るよしもないものであると思われる。

したがって、少なくとも再生債権者のうち一人は、本件売買契約の効果不発生の合意を知らないといえる。

よって、A社は、「善意の第三者」であるといえ、管財人が選任されない場合であっても、F社の請求は認められない。

以上